

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称：株式会社 マスネットワーク	所在地：長野県松本市巾上 9-9
評価実施期間：平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 11 月 21 日	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） 050192 060773 050231	

2 福祉サービス事業者情報（平成 30 年 12 月現在）

事業所名：相澤居宅介護支援事業所にいむら （施設名）	種別：居宅介護支援
代表者氏名 理事長 相澤 孝夫 （管理者氏名）寺澤 佑輔	定員（利用人数）： 312 名
設置主体：社会医療法人財団慈泉会 経営主体：地域在宅医療支援センター	開設（指定）年月日： 平成 24 年 9 月 1 日
所在地：〒390-0852 長野県松本市島立 2026-14	
電話番号：0263-40-3567	FAX 番号：0263-40-3568
ホームページアドレス： http://www.ai-hosp.or.jp/index.php	
職員数	常勤職員： 8 名 非常勤職員 名
専門職員	介護支援専門員 8 名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等） 事務室・面談室・更衣室 訪問車両・事務用機器・AED

3 理念・基本方針

<ul style="list-style-type: none">・ ケアマネジメントの質向上を図り、利用者が望む暮らしを支援できる事業所になる。・ 支援センター新村内の連携を強化して、住み慣れた地域での暮らしを支える事業所になる。
--

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

<ul style="list-style-type: none">・ 担当エリア内の包括支援センターと連携し、他法人の居宅介護支援事業所と合同事例検討会の開催をしている・ 事業所所在地の福祉ひろば活動へ参加をしている・ 地域の他法人の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、介護士など他職種の勉強会への参加をし、顔の見える連携に努めている・ 事業所内でのアセスメント、マネジメントの質向上のために部署勉強会（事例検討会等）を週に 1 回開催している・ 毎年度、個別研修計画を立案し、目標に沿った研修参加の機会を作っている・ 毎年度法人内で学術大会を開催し参加している・ 介護支援専門員法定研修の実習受け入れをしている・ 介護支援専門員法定研修へ演習助言者として講師派遣を行っている・ 長野県の地域同行型研修実習受け入れ施設として登録しており、受入の実績がある
--

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	今回初受審
---------------	-------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む）

◇特に良いと思う点

①将来の姿を描ける人事制度

法人のミッション・ビジョンに基づく「期待される職員像」は「共通職能要件書」「部署別職能要件書」で示され、職員はその職員像を目指して日々の業務に取り組んでいる。「職能要件書」により直属の役職者等によって育成・面接を含めて個々の能力及び行動を職能評価される。結果は能力開発・人材育成に繋がり、昇格時の昇格根拠になり適正な評価は処遇に結び付けられている。

一般職員の評価は業務内容の習得状況を6段階に分け「援」は上司等から援助を受ける状態、「独」は一人で業務を遂行できる状態、「完」は部下・後輩に教育・指導を行う状態と定めている。「完」を目指すことにより質の高い処遇への期待もできる。この人事制度を補完するために段階別に必要なスキルを獲得するための研修等の機会が設けられ、参考図書を紹介もある。職員にとって目標を達成していくことで自らの将来の姿を描くことが出来る人事制度となっている。

②標準的な実施方法の確立

「部署別職能要件書」の“業務の流れ”や“ケアマネジャー業務”の記載と合わせて「ケアマネジャー業務マニュアル」が整備され標準的な実施方法が確立している。

「業務マニュアル」は、“ケアマネジャー業務の基本概念”で、基本理念・基本姿勢・業務の視点を明示し、業務について統一した捉え方を始めに述べている。次に、1か月の動きと業務内容をわかりやすく表にまとめ、業務のポイントとして、相談・アセスメント要介護認定・契約・サービス担当者会議等項目毎に、やるべきことやポイントなど細かい点まで明記してあり、ケアマネジャーとして遂行すべき業務内容が明確になっている。また、その他の業務として苦情対応や緊急時の対応・地域包括支援センターとの連携方法等も上げられている。さらに、業務内容ができていくか自己診断カルテがあり、一人ひとりがケアマネジャーとして振り返り業務の質の向上につなげている。

◇特に改善する必要があると思う点

特にありませんでした。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目(別添1)

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）

（平成30年 12月 4日記載）

当事業所は平成24年9月に開設しました。部署内で書類や業務チェックを相互にしたことはありましたが、法人内の居宅介護支援事業所としても初めての第三者評価受審でした。外部調査を受審することで、日頃の業務を事業所としても職員個々としても改めて振り返る機会が持てたと思います。

評価にあたっては、自己評価では気づかなかった日頃の取り組みも、外部からの視点で評価して頂いたこと、認められたことは事業所として自信に繋がったと思います。

ご利用者様のアンケートでは、「話を聞いてもらえることが嬉しい」と言った声や「困り事への提案」といった、介護支援専門員の対人援助職としての役割や働きかけについて好意的な意見をいただけたことは評価結果として嬉しく感じました。また、改善点にも気づくことが出来ましたので、次年度の課題として取り組もうと考えています。

今回の受審が、今後の事業所としての質向上に繋がり、さらに利用者様の支援に結びつくように努めて参ります。